

国水環防第32号  
国水砂第109号  
老高発0224第2号  
子子発0224第1号  
社援保発0224第1号  
障障発0224第1号  
令和3年2月24日

各都道府県水防担当部（局）長 殿  
各都道府県砂防担当部（局）長 殿

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長  
（ 公 印 省 略 ）  
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省老健局高齢者支援課長  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省社会・援護局保護課長  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
（ 公 印 省 略 ）

#### 社会福祉施設における避難確保計画の緊急点検実施について（依頼）

平成29年度に水防法等の一部が改正され、水防法第15条の3又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）第8条の2に基づき、市区町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられております。

また、社会福祉施設等については、関係法令において、非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施の義務づけ等がされており、社会福祉施設等の非常災害対策に万全を期するよう、

別添のとおり、所管施設の非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況について速やかな点検等をお願いしているところです。

昨年の令和2年7月豪雨は、九州を中心に全国で大きな被害をもたらしましたが、その中でも熊本県球磨村の特別養護老人ホーム「千寿園」は、事前に避難確保計画を作成し、更には年2回避難訓練を実施していましたが、施設が水没し、入所者70名のうち14名が亡くなるという痛ましい被害が生じました。

この被害を受け、厚生労働省と国土交通省は共同で、有識者による検討会<sup>※1</sup>を設置し、高齢者福祉施設の避難の実効性を確保するための方策を検討しているところです。この検討会において、避難における多くの課題が確認されており、検討会のとりまとめを受けた対応策については、改めて周知させていただきますが、出水期に備え、別紙を参考に社会福祉施設<sup>※2</sup>に対して避難確保計画（非常災害対策計画と一体的に作成されているものを含む。以下同じ。）について緊急点検を実施し、必要な改善を行っていただくよう、貴管内市区町村へ働きかけをお願いします。また、緊急点検を実施した施設からの相談について助言等の対応を、貴管内市区町村に依頼していただくよう、併せてお願いします。

なお、貴管内市区町村が点検を依頼した施設数及び助言を実施した施設数、助言内容について、とりまとめで報告いただきますよう別途お願いする予定です。

なお、本件依頼は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言であることを申し添えます。

※1 令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会  
厚生労働省 HP [https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-rouken\\_520284\\_00015.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-rouken_520284_00015.html)  
国土交通省 HP [https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai\\_blog/koreisha\\_hinan/index.html](https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/koreisha_hinan/index.html)

※2 地域防災計画に位置づけられる要配慮者利用施設のうち、社会福祉施設（これに類する施設を含む）を対象とする。

具体的には、老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター、これらに類する施設とする。

**【問い合わせ先】**

○国土交通省水管理・国土保全局

河川環境課水防企画室

課長補佐 三村 (内線 35439)

津波水防係長 太田 (内線 35457)

TEL : 03-5253-8111 (代表) FAX : 03-5253-1603

砂防部砂防計画課地震・火山砂防室

企画専門官 大山 (内線 36152)

地震対策係長 土門 (内線 36154)

TEL : 03-5253-8111 (代表) FAX : 03-5253-1610

○厚生労働省老健局高齢者支援課

課長補佐 岩本 (内線 3970)

施設係長 宮本 (内線 3925)

TEL : 03-5253-1111 (代表) FAX : 03-3595-3670

○厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室

課長補佐 香取 (内線 4955)

調整係長 下間 (内線 4964)

TEL : 03-5253-1111 (代表) FAX : 03-3595-2647

○厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室

室長補佐 内野 (内線 2995)

TEL : 03-5253-1111 (代表) FAX : 03-3592-5934

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

課長補佐 加藤 (内線 3031)

福祉財政係長 市川 (内線 3035)

TEL : 03-5253-1111 (代表) FAX : 03-3591-8914

## 社会福祉施設における避難確保計画の緊急点検要領

### 1. 緊急点検の目的

これから到来する梅雨期など、今年の出水期に備え、水害や土砂災害から社会福祉施設の施設利用者等の身を守ることを目的として避難の実効性を高めるため、「避難確保計画（水防法・土砂災害防止法）」（非常災害対策計画と一体的に作成されているものを含む。以下同じ。）の内容について、緊急的に点検を実施する。緊急点検を実施したうえで、安全な避難先の選定や施設利用者の避難誘導要員の早期確保などの必要な改善を実施するものである。

### 2. 対象施設

市区町村地域防災計画へ位置づけられている、以下の場所に位置する全ての社会福祉施設（これに類する施設を含む）

- ・ 洪水浸水想定区域
- ・ 高潮浸水想定区域
- ・ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

### 3. 緊急点検の実施主体

社会福祉施設の管理者等（施設長・副施設長・防災リーダー等の当該施設における災害対策に責任を有している者（以下「施設管理者等」という。）をいう。）

### 4. 点検項目

避難確保計画に定められている内容のうち、施設利用者等の避難確保の実効性を確保するために最低限必要であると考えられる以下の項目について点検を実施する。項目ごとのチェックすべき内容については、別紙のチェックシートに示す。

- ① 施設の災害リスク情報について
- ② 施設利用者の避難先や避難行動について
- ③ 施設利用者の避難支援を開始するタイミングについて
- ④ 施設利用者の避難支援のための体制確立について

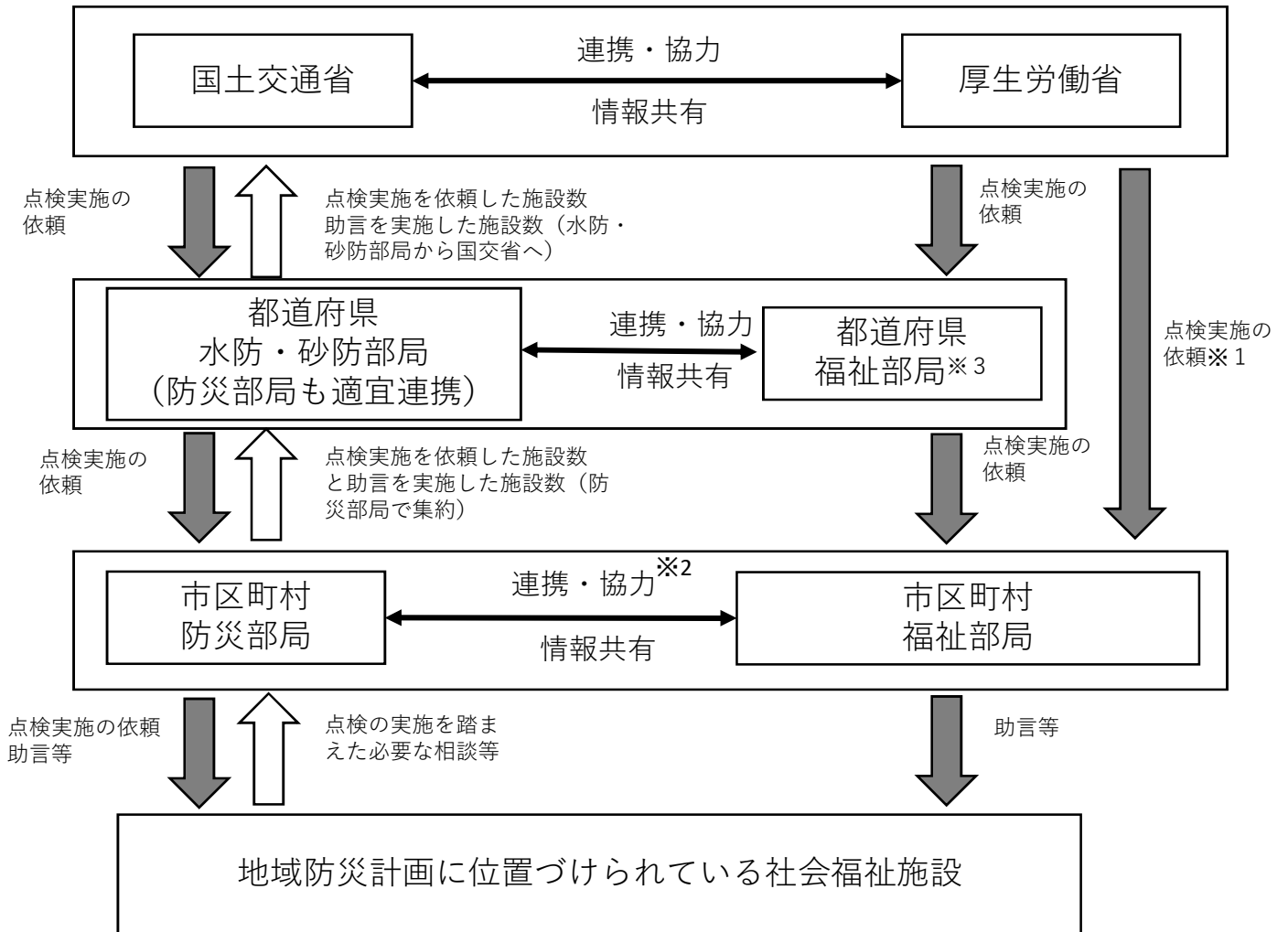
### 5. その他

避難確保計画や非常災害対策計画が未作成の施設については、速やかに計画の作成を進めるとともに、併せて上記要領に沿った内容で施設の防災体制に関する点検を実施しておくこと。なお、施設管理者等が緊急点検を実施した結果懸念事項等がある場合は、必要に応じ市区町村に相談し、助言等を受け対応策を検討すること。

また、今年の出水期に備えて、新型コロナウイルスの感染拡大防止に留意した上で、上記要領での確認事項を施設の職員全員と情報共有するとともに、情報伝達等の可能な実地訓練を実施しておくこと。

# 緊急点検フローチャート（社会福祉施設）

例



※ 1：政令指定都市福祉部局、中核市福祉部局については、厚生労働省から依頼を実施

※ 2：福祉部局、防災部局の連携・協力体制の一例

福祉部局の役割（例）

- ・点検依頼先の地域防災計画に位置づけられている社会福祉施設のリストアップ（防災部局と共同して実施する）
- ・依頼先への連絡（施設への事前連絡や施設の連絡先を防災部局へ提供するなど）
- ・施設に関することについての相談対応（施設の設備や施設利用者へのサービス等）

防災部局の役割（例）

- ・施設に対して点検実施の依頼を実施する
- ・施設からの相談を受けるための窓口（施設に関することは、福祉部局に対応を依頼）
- ・施設管理者等への助言内容等について調整を図る

※ 3：都道府県が、該当施設等の指定権者である場合には、必要に応じて、市区町村福祉部局等との連携・協力をお願いします。